

高第254号  
障第339号  
令和4年6月1日

各高齢者・障がい者  
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長  
障害福祉課長

### 高齢者・障がい者施設での感染防止対策の初動対応等の徹底について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の感染状況は、感染拡大「第6波」が下がりきらないまま、今なお高い感染水準で推移しており、高齢者・障がい者施設での感染発生も依然として多く、クラスターの発生も続いております。

「第6波」となった1月以降の高齢者・障がい者施設における感染防止やクラスターの発生状況を確認すると、平時及び感染発生初動時の対応の遅れにより、大規模なクラスターに至る状況が多く見受けられます。こうした事態を防ぐため、この度、平時及び初動時の対応として、特に留意する点を抽出し、チェックリストとして整理しました。各事業所、施設におかれましては、職員、関係者の皆様に周知するとともに記載事項の徹底をお願いいたします。

また、感染拡大防止のためには、職員、利用者の体調不良や感染発生初動の対応等を具体的に想定し、実際に感染拡大の恐れが発生した場合に、対応の時宜を逸し、大規模なクラスターに至ることがないように備えておくことが重要であることから、このチェックリストを活用し、初動対応を整理し、訓練を実施していただきますよう併せてお願いいたします。

### 記

- 1 高齢者・障がい者施設における初動対応のための新型コロナウイルス対応チェックリスト
  - (1) 概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた留意事項を平時、感染発生初動時に分けて整理（別添のとおり）
  - (2) 活用方法（例）
    - ・施設の感染拡大防止対策の確認
    - ・職員への配布、事務室や共用スペースへの掲示等による周知
    - ・職員研修や初動体制の訓練等を通じた実施の徹底
- 2 初動訓練
  - (1) 概要 チェックリスト記載事項に対応ができているか具体的な場面を想定して訓練
  - (2) 想定しておく場面（例）
    - ・平時（健康チェック及び体調不良の報告（職員）、健康チェックの確認、体調不良

職員への出勤停止、配置やシフトの見直し、検査実施 等)

- 感染発生初動時（施設のゾーニング、PPEの着脱、PPEの補充、個室対応への変更、フロア、ユニットの往来制限、消毒等の環境整備、施設内療養者への対応（嘱託医、協力医療機関との連携構築）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111	内線	2600
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111	内線	2686
FAX	058-278-2643		

## 高齢者・障がい者施設における初動対応のための新型コロナウイルス対応チェックリスト ＜平時の対応＞

- 体調が悪いにもかかわらず、「軽症だから。」「自分が休むと周囲に迷惑がかかる。」「花粉症だと思う。」などの理由で出勤し、その間に周囲が感染し、結果として大規模なクラスターに拡大するケースが多数見られます。
- コロナガード（新型コロナウイルス対策の責任者）が毎日の体調確認を怠らず、少しでも体調が悪い方は出勤させないように徹底しましょう。
- 適切な感染制御に向けて、送付した資料を関係者全員が見える場所に掲示するなど、職員全員が感染拡大防止に向けた対応を進めてください。

### ○ 確認事項（職員の健康管理と体調不良時の対応）

- 職員の健康確認（業務開始前に実施）を徹底（ 出勤時の確認／ 出勤日以外も確認）
- 健康確認の項目は「当日の体温」「過去1週間の発熱」「喉の痛み、咳、倦怠感」
- 職員に対し、「大丈夫だから」「軽症だから」「花粉症ではないか」と安易に判断せず体調を記載するよう徹底
- 「コロナガード」（新型コロナ感染症対策の責任者）の設置
- 発熱や体調の変化があった場合は、躊躇せずに出勤を停止
- あらかじめ、職員を出勤停止とした場合に備えた応援体制を検討

### ＜感染拡大の例：軽い症状だと仕事を続けている間に周囲が感染し、数十人規模のクラスターに拡大＞

	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日
職員A	発症（喉痛）	出勤	出勤	PCR陽性		
職員B	出勤	出勤	出勤	出勤	PCR陽性	
利用者1	入所	入所	入所	入所	入所	PCR陽性
利用者2	入所	入所	入所	入所	入所	PCR陽性
利用者15	入所	入所	入所	入所	入所	PCR陽性

○ 確認事項（基本的な感染防止対策の取組み、施設内療養者への備え）

職員は常時マスクを着用（喫食時を除く）

職員は喫食時の黙食の徹底

消毒液による手指消毒の徹底

2方向の窓やドアを開放し、換気を実施（ 常時開放 /  時間を決めて開放 [ ] 時間毎）

共用スペースにアクリル板を設置

PPE（サージカルマスク、フェイスシールドあるいはゴーグル、ガウン、手袋 など）は岐阜地域福祉事務所、県事務所からの供給があるので必要量を確保

入所者が施設内療養となった場合に備え、各施設の嘱託医、協力医療機関、地域の医療機関、入所者のかかりつけ医等に支援を依頼

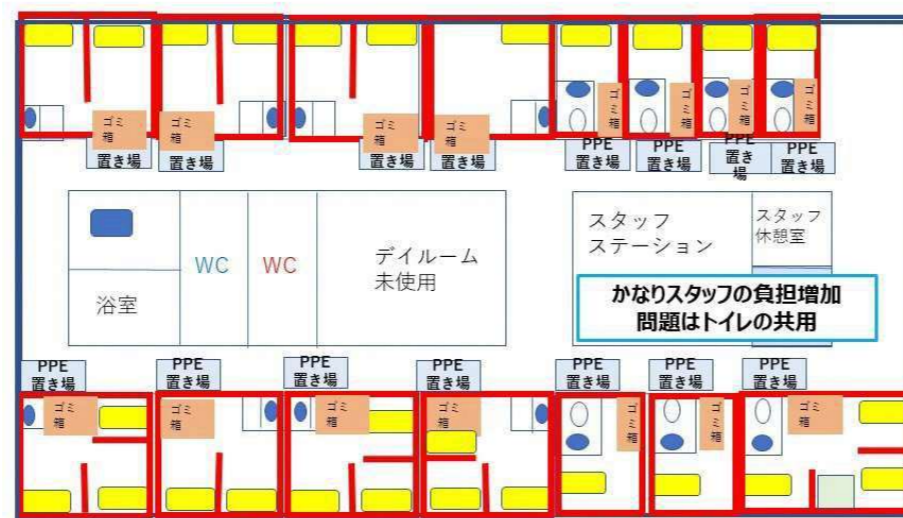
# 高齢者・障がい者施設における初動対応のための新型コロナウイルス対応チェックリスト

## <感染発生初動時の対応>

- 施設内で感染者が発生した場合は、感染を拡大させないため、職員でも入所者でも1名発生したらただちに対応することが重要であり、速やかに感染拡大防止に向けた運営に切り替える必要があります。
- また、施設内療養者に適切な医療支援を提供できるよう各施設の囑託医、協力医療機関、地域の医療機関、入所者のかかりつけ医等と医療支援が必要となった場合の対応の確認をお願いします。

- 確認事項（ゾーニング、職員と利用者の往来）
  - 陽性となった入所者は個室対応（食事・排泄・清拭管理）
  - 共用スペースは原則使用禁止
  - 各居室がレッドゾーン、その他はグリーンゾーン
  - 陽性者の入居するフロア、ユニット等と陽性者が出ていない他のフロアとの往来を制限。  
（職員はフロア毎に専用で充てる）

### フロアレイアウトとPPE着脱



居室がレッドゾーン、その他の空間はすべてグリーンゾーン設定  
各部屋の入り口にPPE置き、患者ごとにPPE交換・手指衛生  
多床室は、患者同士の接触を避けるため可能なら衝立設置

作図：国立病院機構長良医療センター 加藤達雄統括診療部長 安江亜由美感染管理認定看護師



各部屋前にPPE置き場を

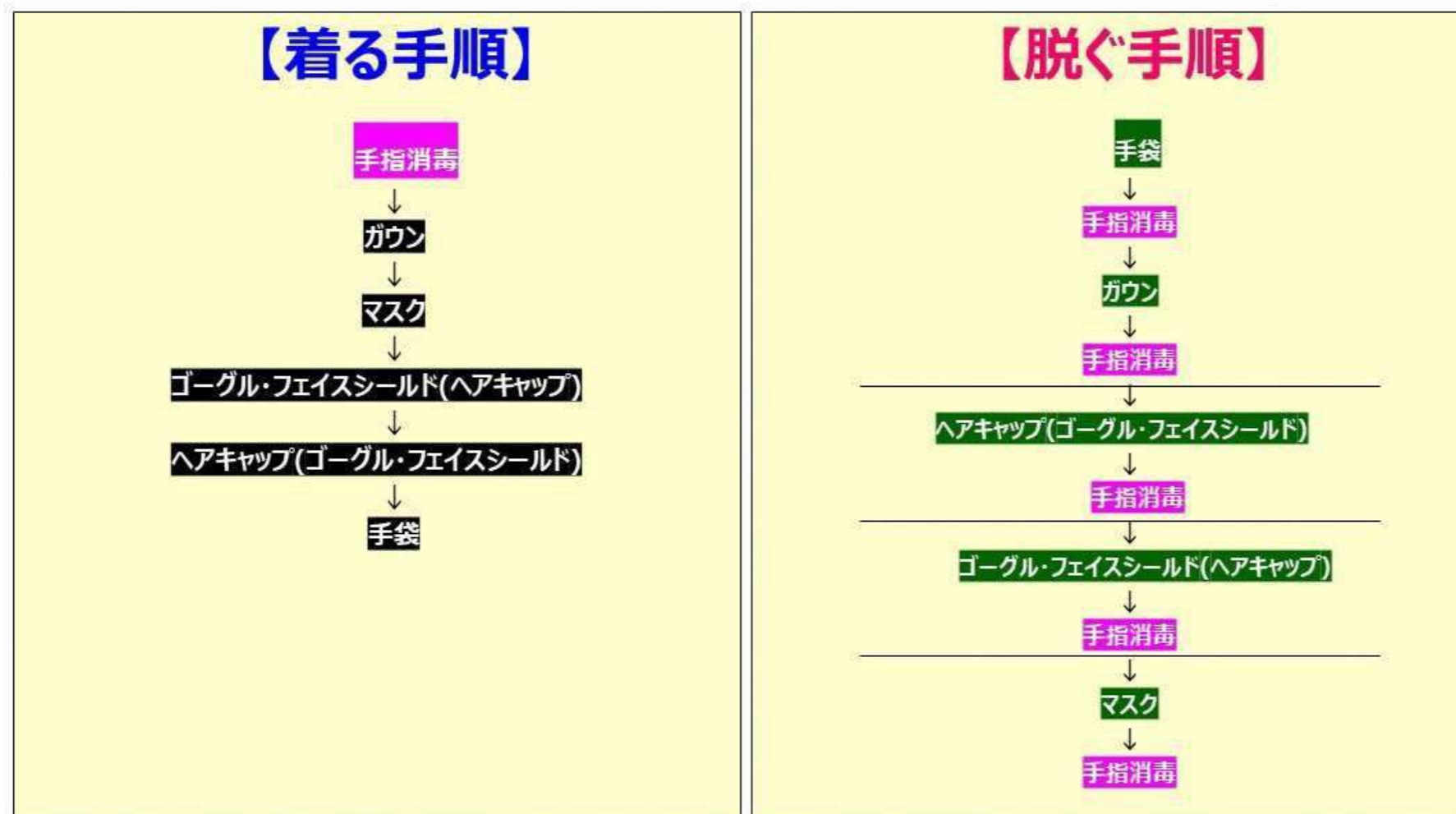


各部屋出口手前の室内でPPEを脱いで手指衛生

○ 確認事項（PPE）

- ガウンと手袋は各部屋の前に用意、そこで着用、部屋を出るとき脱いで出る
- 多床室ではガウンと手袋を患者毎に取り替える
- 常時着用するPPE（サージカルマスク(1日1枚)、フェイスシールドあるいはゴーグル(1日1回消毒))と追加で着用するPPE（ガウン(1名1枚)、手袋(1名1枚)を適切に管理
- PPEを着る手順と脱ぐ手順を徹底し、特に脱ぐ場合はひとつのPPEを脱ぐ毎に手指消毒をする
- 喀痰吸引時等でN95マスクを着用する場合はサージカルマスクをアウターにN95マスクはインナーに着用

図1：PPE着脱手順



○ 確認事項（環境整備、寝衣・リネン・食器・ゴミ等）

- 寝衣・リネンは、部屋を十分換気し、マスクに加え、フェイスシールド、手袋、ガウン着用で交換し、ビニール袋に包んで運び出す

（家庭用洗濯機の通常工程の洗濯で対応可／（陽性者と陰性者をのものを分けて処理する必要はない。）

- 食器は、陽性者が出た場合はディスポにする
- ゴミはビニール袋に包んで 72 時間放置
- ゴミの一時保管場所を設定
- 共用部分やリハビリ機器の消毒は、1 日の回数とタイミングを決め、丁寧に行う
- 感染者が触った可能性がある箇所のふき取り消毒
- 消毒薬は原則としてアルコールとし、布のほうにアルコールを噴射して十分含浸させてから清拭
- 陽性であった入居者が退室したあとの部屋の環境整備は 72 時間部屋立ち入り禁止してから実施

○ 確認事項（職員、利用者への対応）

- 職員、利用者の健康状態の確認
- 接触者をリストアップし、保健所へ報告
- 保健所の調査、検査に協力
- 自宅に戻っても家族と同室の場合は基本マスク着用、基本は自室で過ごし、喫食・入浴・洗面は単独で行うよう周知
- 施設内療養者に適切な医療支援を提供できるよう各施設の嘱託医、協力医療機関、地域の医療機関、入所者のかかりつけ医等に支援を依頼
- 退院時（療養基準を満たした後）の PCR 検査（陰性確認）は不要